

税額控除について(1/3)

以下の内容は、今後の税制改正により変更となる場合があります。

■ 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、次の式により求めた金額を税額控除前所得割額から控除します。

(1) 課税所得金額が200万円以下の場合

次の①②のいずれか少ない額の5%（市3%都2%）を控除

- ① 人的控除額の差の合計額
- ② 課税所得金額

(2) 課税所得金額が200万円超の場合

{ 人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円) } の5%（市3%都2%）を控除

※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円を控除

● 人的控除額の差

所得控除（人的控除分）		人的控除額の差
基礎控除		5万円
配偶者控除	一般	2～5万円
	老人	3～10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得 38万円超85万円以下	2～5万円
	配偶者の合計所得 85万円超90万円以下	1～3万円
	配偶者の合計所得 90万円超	なし
勤労学生控除		1万円

所得控除（人的控除分）		人的控除額の差
扶養控除	一般（16～18、23～69歳）	5万円
	特定（19～22歳）	18万円
	老人（70歳～）	10万円
	同居老親等（70歳～）	13万円
障害者控除	一般	1万円
	特別	10万円
	同居特別障害者加算	12万円
寡婦控除	一般	1万円
	特別	5万円
寡夫控除		1万円

■ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において、平成21年から平成33年（2021年）までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、下記（ア）（イ）のいずれか少ない金額を、翌年度の住民税所得割額から控除します。

- （ア）所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- （イ）居住開始日が平成26年3月31日以前の場合、所得税に係る課税総所得金額等（退職所得・山林所得を含む）の5%（97,500円が上限）
居住開始日が平成26年4月1日以降の場合、所得税に係る課税総所得金額等（退職所得・山林所得を含む）の7%（136,500円が上限）

※ 居住開始日が平成26年4月1日以降でも、特定取得（消費税率が8%又は10%で取得した場合）に該当しない場合は、所得税の課税総所得金額等（退職所得・山林所得を含む）の5%で金額を計算します。

■ 寄附金税額控除

次の①から④の寄附をした場合に、寄附をした翌年度の住民税所得割額から控除します。

- ① 都道府県、市町村、特別区
- ② 住所地の都道府県共同募金会
- ③ 住所地の日本赤十字社の支部
- ④ 市条例・都条例で指定した法人

控除額の計算方法は次のとおりです。

- （1）基本控除……対象となるすべての寄附金支払で共通。総所得金額の30%が上限。
市民税：（①②③④の寄附金支払額－2,000円）×6% ※④は市条例指定分のみ
都民税：（①②③④の寄附金支払額－2,000円）×4% ※④は都条例指定分のみ
- （2）特例控除……①の寄附金支払の場合のみ適用。調整控除後の所得割の2割が上限。
市民税：（寄附金支払額－2,000円）×割合A×3/5
都民税：（寄附金支払額－2,000円）×割合A×2/5
- （3）申告特例控除……①の寄附金支払の場合で「ふるさと納税ワンストップ特例」を利用した場合に適用。
市民税：（寄附金支払額－2,000円）×割合A×3/5×割合B
都民税：（寄附金支払額－2,000円）×割合A×2/5×割合B

<割合A及び割合Bの表>

課税総所得金額－人的控除差調整額	割合（A）	割合（B）
～ 1,950,000円	100分の84.895	84.895分の5.105
1,950,001円～ 3,300,000円	100分の79.79	79.79分の10.21
3,300,001円～ 6,950,000円	100分の69.58	69.58分の20.42
6,950,001円～ 9,000,000円	100分の66.517	66.517分の23.483
9,000,001円～ 18,000,000円	100分の56.307	56.307分の33.693
18,000,001円～ 40,000,000円	100分の49.16	
40,000,001円～	100分の44.055	

■ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額を税額から控除します。

課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期（短期）譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額	1,000万円以下の場合		1,000万円を超える場合			
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	都民税	市民税	都民税	市民税	都民税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配（適格機関投資家私募によるものを除く。）	1.6%	1.2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託の収益の分配（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く。）	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%

■ 外国税額控除

外国で生じた所得について、その国の法令によって所得税や住民税に相当する租税の課税対象とされた場合に、国内との二重課税を調整するため、決められた方法で所得税や住民税から一定金額を控除するものです。まずは所得税から控除され、控除しきれない分がある場合には都民税から、それでもなお控除しきれない場合には市民税から控除されます。

■ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

申告不要となっている、上場株式等の配当や源泉徴収ありの特定口座で取引をした上場株式の譲渡所得を市民税・都民税の納税通知書の送達前までに申告すると、それらの所得は市民税・都民税の計算に算入されます。その際、配当や譲渡益の受取時に特別徴収された住民税の配当割・株式等譲渡所得割が、課税計算によって再度課税されるため、二重課税の状態とならないよう、特別徴収された配当割・株式等譲渡所得割の金額が控除されます。